



2022年5月13日

各 位

会社名 株式会社アズ企画設計
代表者名 代表取締役社長 松本 俊人
(コード番号：3490 東証スタンダード市場)
問合せ先 専務取締役管理部長 小尾 誠
(TEL 048-298-1720)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年5月30日開催の第33回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。

- ①株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ②株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。

④上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

(3) その他、上記の変更等に伴う条数および字句等の修正等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、 次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 14 条 (条文省略)	第 13 条～第 14 条 (現行どおり)
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし 提供)</u>	(削除)
第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会 参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書 類に記載又は表示をすべき事項に係る情報 を、法務省令に定めるところに従いインター ネットを利用する方法で開示することによ り、株主に対して提供したものとみなすこと ができる。</u>	

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第 16 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役は 7 名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p>第 15 条 <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第 16 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会 (員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> は 7 名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は 5 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名を<u>定め</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役<u>及び監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>4 <u>会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役社長 1 名を<u>選定し</u>、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第 23 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 27 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 28 条</u> (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 29 条</u> 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第 30 条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章</u> 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p><u>第 31 条</u> 当会社の監査役は 3 名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p><u>第 32 条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p style="text-align: center;">(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第 27 条</u> 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第 28 条</u> 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p><u>第 29 条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第 30 条</u> 取締役の報酬、賞与其他業務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるものとする。</p> <p><u>第 31 条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<u>(任期)</u>	(削除)
第 33 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>任期の終了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	
<u>(常勤監査役)</u>	(削除)
第 34 条 <u>常勤監査役は監査役会の決議によって選定する。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	(削除)
第 35 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	
<u>(監査役会の決議方法)</u>	(削除)
第 36 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	
<u>(監査役会の議事録)</u>	(削除)
第 37 条 <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	
<u>(監査役会規程)</u>	(削除)
第 38 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	
<u>(監査役の報酬等)</u>	(削除)
第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役 (監査役であった者を含む。)の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定め る要件に該当する場合には、賠償責任額から 法令に定める最低責任限度額を控除して得た 額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第 423 条 第 1 項の賠償責任について法令に定める要件 に該当する場合には、賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当該契 約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定め る最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第 32 条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の 監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前ま でに各監査等委員に対して発する。ただし、 緊急の必要があるときは、この期間を短縮す ることができる。</p> <p>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の 手続きを経ないで監査等委員会を開催するこ とができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めが ある場合を除き、議決に加わることができる 監査等委員である取締役の過半数が出席し、 その出席監査等委員の過半数をもって行う。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定 款に定めるもののほか、監査等委員会におい て定める監査等委員会規程の定めるところに よる。</p>

(下線は、変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
第 6 章 会計監査人	第 6 章 会計監査人
<u>第 41 条～第 42 条</u> (条文省略)	<u>第 36 条～第 37 条</u> (現行どおり)
(会計監査人の報酬等)	(会計監査人の報酬等)
<u>第 43 条</u> 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役</u> <u>会</u> の同意を得て定める。	<u>第 38 条</u> 会計監査人の報酬等は代表取締役が <u>監査等委</u> <u>員会</u> の同意を得て定める。
第 7 章 計算	第 7 章 計算
<u>第 44 条～第 47 条</u> (条文省略)	<u>第 39 条～第 42 条</u> (現行どおり)
(附則)	(附則)
(新設)	(<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)
	<u>第 1 条</u> 当社は、 <u>第 33 回定時株主総会終結前の行為</u> <u>に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役</u> <u>(監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任 <u>を、法令の限度において、取締役会の決議に</u> <u>よって免除することができる。</u>
(新設)	(<u>電子提供措置等に関する経過措置</u>)
	<u>第 2 条</u> <u>変更前定款第 15 条 (株主総会参考書類等のイ</u> <u>ンターネット開示とみなし提供) の削除及び</u> <u>変更後の定款第 15 条 (電子提供措置等) の新</u> <u>設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元</u> <u>年法律第 70 号) 附則第 1 条ただし書きに規定</u> <u>する改正規定の施行の日 (以下、「施行日」と</u> <u>いう。)</u> から効力を生ずるものとする。
	<u>2</u> <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月</u> <u>以内の日を株主総会の日とする株主総会につ</u> <u>いては、変更前定款第 15 条はなお効力を有す</u> <u>る。</u>
	<u>3</u> <u>本条は、施行日から 6 か月を経過した日また</u> <u>は前項の株主総会の日から 3 か月を経過した</u> <u>日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 2022 年 5 月 30 日

定款変更の効力発生日 2022 年 5 月 30 日

以上